

産 4 目次 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）津山院庄貸店舗
所在地 津山市院庄字八ヶ坪九〇九番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社マルイ
住所 津山市戸島八九三番地一五
代表者の氏名 代表取締役社長 松田 和也
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - ㊦ 名称 株式会社ユニクロ
住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一
代表者の氏名 代表取締役 柳井 正
 - ㊧ 名称 株式会社ジーユー
住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一
代表者の氏名 代表取締役 柚木 治
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年四月二十一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百五十一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ㊦ 駐車場の収容台数 百十八台
 - ㊧ 駐輪場の収容台数 六十二台
 - ㊨ 荷さばき施設の面積 九十六平方メートル
 - ㊩ 廃棄物等の保管施設の容量 二十三・四立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ㊦ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前九時
 - ㊧ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後九時
 - ㊨ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
 - ㊩ 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所
 - ㊪ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年八月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年九月五日から令和八年一月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商業・交通政策課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ